

(仮称) 下北ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 3 月 2 7 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 下北ウィンドファーム事業環境影響評価方法書について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、青森県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 青森県むつ市及び下北郡東通村
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大 2 0 0, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令 和 7 年 3 月 2 7 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令 和 7 年 6 月 6 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令 和 7 年 6 月 1 7 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 1 0 月 1 5 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 7 年 1 2 月 1 0 日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 3 月 1 0 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 3 月 2 7 日

問合せ先：電力安全課 小西、中村
電話：03-3501-1511（内線：4921）

(別紙)

(仮称) 下北ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向等を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. コウモリ類の調査について、適切な調査地点を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査について、適切な調査地点及び地点数を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ、クマタカ、オオワシなどの希少猛きん類の生息地及びガン、ハクチョウ類などの渡り鳥の移動経路となっていることから、専門家の助言を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域には、植生自然度が高い「ヨシクラス」、「ヒノキアスナロ群落」等が存在していることから、重要な植物群落の生育環境への影響を回避し、又は低減するため、現地調査により、現状の植生について十分な調査を行い、その分布状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、植物相及び植生調査について、適切な調査地点及び調査範囲を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂の崩壊又は流出などが懸念される。このため、土砂災害を誘発するおそれのある箇所の改変を可能な限り回避するとともに、土地の改変量を抑制すること。